

# 第3章 統計部

## 第1節 統計の企画調整

### 1 統計企画

農林水産統計については、農政を支える「情報インフラ」及び「公共財」としての重要な役割を果たすため、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果や他の統計データを利用した分析、加工を行い、迅速かつ利用しやすい形で提供した。

また、データ分析の高度化等を実現するため、人工知能（AI）や人工衛星データ等の新技術の活用に向けた実証実験を行った。

### 2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成19年法律第53号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な申請手続きを総務省に対して行った。

### 3 広報普及

統計調査結果の迅速な提供と多種多様なニーズへの対応のため、①調査結果の速報を農林水産統計（第1報）として農林水産省 Web サイト等による公表、②調査結果の確定した集計事項全ての統計数値を政府統計共同利用システム（e-Stat）により提供、③調査ごとに編集した報告書の刊行、④「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」の統計部 Web サイトへの掲載等を行った。

また、農林業センサスの主要データ等の農林水産統計結果のほか、他府省の統計データを利用して、都道府県、市町村、農業集落ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等について分析指標等を加えグラフにより分かり易くまとめ、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」（データベース）により農林水産省 Web サイトを通じ地域データの幅広い提供を行った。

## 第2節 総合統計書の編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各種統計調査結果等を幅広く収録した次の総合統計書を刊行した。

### 1 農林水産省統計表（第92次）

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省の統計調査結果を主体に、他府庁省等の統計も収録し、都道府県別及び英文併記により編集したものである。

### 2 ポケット農林水産統計（平成30年版）

国内外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁、他府省、各種団体等の各種データも収録し、コンパクト（B6判）に編集したものである。

## 第3節 産業連関表等

### 1 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）にした統計表である。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同事業として、おおむね5年ごとに作成している。

平成30年度においては、農林水産省が担当する部門における国内生産額、投入額及び産出額を推計するとともに、関係府省庁とそれらの値を照合し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させるための検討を行った。また、付帯表にある数量、雇用者数等の推計を行った。

### 2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に關係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的として毎年度作成しているものであり、その考

え方及び推計方法は「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は、①農林漁業(林業はきこの等の食用の特用林産物)及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。平成28年の確定値及び平成29年の概算値を公表した。

## 第4節 経営統計調査

### 1 農業経営統計調査

農業経営統計調査は、母集団構造の変化や農業施策に対応する見直しを行い、平成29年1月から新たな調査体系で実施している。主な見直し内容として、標本設計の変更、組織法人経営体の農産物生産費統計の追加、任意組織経営体の営農類型別経営統計の廃止等を行った。

#### (1) 営農類型別経営統計

##### ア 調査の目的

農業生産物を販売することを目的とした農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査の対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個別経営体及び組織法人経営体を調査対象とした。

##### ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

##### エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」として刊行する。

#### (2) 経営形態別経営統計

##### ア 調査の目的

農業生産物を販売することを目的とした農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備

することを目的とする。

##### イ 調査の対象

個別経営体は、営農類型別経営統計で取りまとめた各営農類型に分類した調査対象経営体に「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えて調査対象とした。

組織法人経営体は、営農類型別経営統計の調査対象経営体を調査対象とした。

##### ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

##### エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、その詳細を個別経営体については、「経営形態別経営統計(個別経営)」として刊行し、組織法人経営体については「営農類型別経営統計(組織経営編)」に併載して刊行する。

### (3) 農産物生産費統計

##### ア 調査の目的

##### (ア) 米生産費統計

米の生産コストを明らかにし、米の生産コスト低減対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

##### (イ) 麦類生産費統計

麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

##### (ウ) 工芸農作物等生産費統計

工芸農作物等(大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、なたね及びそば)の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策等、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体及び組織法人経営体を調査対象とした。

なお、平成28年産までは個別経営体のみを調査対

象としていたが、平成 29 年産から、米及び大豆の組織法人経営体について、調査対象に追加した。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を件ごとに公表するとともに、詳細を「農産物生産費(個別経営)」及び「農産物生産費(組織法人経営)」として刊行する。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

生乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

肉用牛(子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛)の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格等の算定及び肉用牛肥育経営安定交付金の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ウ) 肥育豚生産費統計

肥育豚の生産コストを明らかにし、肉豚経営安定交付金の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳・作業日誌(調査票)を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、若しくは提供を受け、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員又は統計調査員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

林業経営体の財産状況、収支状況、施業状況等の経営実態を明らかにし、「森林・林業基本法」(昭和 39 年法律第 161 号)に基づく林業行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

ア 家族経営体調査

家族により林業を営む経営体のうち、

- ① 保有山林面積が 20ha 以上であって、過去 1 年間に林木に係る施業(育林、伐採及び素材生産)労働日数が 30 日以上の世帯員等がいる経営体
- ② 保有山林面積が 20ha 以上であって、過去 1 年間に林木に係る施業労働日数が 30 日以上の世帯員等がない経営体で過去 1 年間の施業面積(委託した施業作業を含む。)が次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 主伐面積 1 ha 以上
  - (イ) 植林面積又は利用間伐面積が 2 ha 以上(両作業種の合計を含む。)
  - (ウ) 保有面積(切捨間伐、下狩り等)が 5 ha 以上

イ 会社経営体調査

株式会社、合名・合資会社又は合同会社により林業を含む経営体であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 過去 1 年間の素材生産量が 1,000 m<sup>3</sup>以上(受託(請負)又は立木買いによる素材生産量を含む。)
- ② 過去 1 年間の受託収入が 2,000 万円以上

(3) 調査の方法

調査対象経営体に調査票を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を(必要に応じ税務申告関係帳簿類等を併せ)郵送又は信書便により回収した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

3 漁業経営調査

(1) 調査の目的

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、

漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

ア 個人経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、①主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物(ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類又はのり類)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、会社であり、①主として使用動力漁船の合計トン数が10t以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として対象水産物(ぶり類又はまだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査対象経営体に日記帳及び経営体台帳を配布して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については調査対象経営体が記帳、財産の増減等については農林水産省の職員又は統計調査員が面接調査により行う方法、若しくは調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより調査を行った。日記帳及び経営体台帳又は調査票は、郵送又はオンラインにより回収した。

イ 会社経営体調査

調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送又はオンラインにより回収した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

4 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の2種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査(野菜以外)及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査の対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、都道府県ごとに農業経営体が購入する農業生産資材の代表的な価格を調査できる小売店等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、次のいずれかの方法により行った。

ア 委託事業者が確保した調査員(以下(4)において「調査員」という。)が面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入する他計調査の方法

イ 調査員が調査対象を訪問して調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を回収する自計調査の方法

ウ 郵送又はFAXにより調査票を配布し、郵送、FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法

エ 委託事業者の創意工夫による方法(農林水産省が承認したものに限る。)

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表した。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

5 生産者の米穀在庫等調査

(1) 調査の目的

生産者の米穀の在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を把握し、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

販売目的で水稻を10a以上作付けた販売農家を調査対象とした。

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象農家に対して調査票を配布・回収又は調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産者の米穀在庫等調査結果」として刊行する。

## 第5節 構造統計調査

### 6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から、農林水産業に係る生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農林水産行政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供する。

#### (1) 推計の方法

##### ア 農業総産出額及び生産農業所得(全国推計値)

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じた額を合計して求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金を加算して生産農業所得を推計した。

##### イ 農業産出額及び生産農業所得(都道府県別推計値)

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金を加算して生産農業所得を推計した。

##### ウ 市町村別農業産出額(推計)

市町村別農業産出額は、都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計調査の結果を用いて市町村別に按分して推計した。

##### エ 林業産出額

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めた。これに、林業経営統計調査又は産業連関構造調査(栽培きのこ生産業投入調査)から求めた所得率を乗じて全国の(参考)生産林業所得を推計した。

##### オ 漁業産出額

漁業産出額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めた。これに、漁業経営調査又は産業連関構造調査(内水面養殖業投入調査)から求めた所得率を乗じて、漁業産出額全体の生産漁業所得を推計した。

#### (2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計(併載：市町村別農業産出額(推計))及び「林業産出額」として刊行し、漁業産出額については「漁業・養殖業生産統計年報(併載：漁業産出額)」に収録する。

### 1 農林業センサス

我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している。1950年世界農林業センサス(昭和25年)から5年ごとに実施しており、今回の「2020年農林業センサス」で農業は15回目、林業は9回目となる。

平成30年度においては、平成29年度に実施した「農林業センサス研究会」における検討結果に基づき、令和2年2月1日現在で実施を予定している「2020年農林業センサス」の変更案を作成し、平成30年5月に総務省統計委員会に諮問した。3回にわたる産業統計部会の審議を経て、同年8月に答申、同年9月12日に総務大臣の承認を得た。

#### 統計委員会日程

第122回統計委員会(諮問)	平成30年5月25日
第79回産業統計部会	同年6月1日
第82回産業統計部会	同年6月21日
第85回産業統計部会	同年7月19日
第125回統計委員会(答申)	同年8月28日

### 2 漁業センサス

我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している。第1次漁業センサス(昭和24年)から今回の「2018年漁業センサス」で14回目となる(昭和38年以降は5年ごとに実施)。

平成30年度においては、海面漁業調査、内水面漁業調査を平成30年11月1日現在で、流通加工調査を平成31年1月1日現在で実施した。

#### (1) 海面漁業調査

海面に沿う市区町村(海面に沿わない一部の市区町を含む。)に所在する調査対象に対して、調査を実施した。

##### ア 漁業経営体調査

調査は、平成29年11月1日から平成30年10月31日の1年間に、海面漁業を営んだ経営体を対象に都道府県を通じて、調査員が調査票を配布・回収又はオンラインによる回収のいずれかによる自計調査

の方法(申出があった場合は面接)により実施した。

主な調査項目は、漁業種類、使用漁船、養殖施設、個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況等である。

イ 海面漁業地域調査

調査は、沿岸地区の漁業協同組合を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

主な調査項目は、漁業管理の内容、活性化の取組等である。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

調査は、平成29年11月1日から平成30年10月31日の1年間に調査対象湖沼における水産動植物の採捕又は内水面における養殖業を営んだ経営体を対象に、調査員又は郵送により調査票を配布し、調査員、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法(申出があった場合は面接)により実施した。

主な調査項目は、漁業種類、使用漁船、養殖施設、個人経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況等である。

イ 内水面漁業地域調査

調査は、内水面に関する漁協を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

主な調査項目は、漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組等である。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

調査は、魚市場を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

主な調査項目は、魚市場の施設及び取扱高等である。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

調査は、水産物の冷凍・冷蔵工場及び水産加工場を対象に、調査員が調査票を配布・回収又はオンラインによる回収のいずれかによる自計調査の方法で実施した。

主な調査項目は、従業者数、冷蔵能力、水産加工品生産量等である。

3 農業構造動態調査

(1) 調査の目的

5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年

に、農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的な事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

標本調査により行うこととし、平成31年2月1日現在で実施した。

家族経営体は、2015年農林業センサスの家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別に分類した上で、第1次抽出単位を旧市区町村、第2次抽出単位を経営体とする層化2段階抽出法により抽出し、統計調査員が調査票を配布・回収又はオンラインによる回収のいずれかによる自計調査の方法により実施した。

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体、農作業の受託のみを行う組織経営体及び新設組織経営体に区分し、2015年農林業センサスを母集団(新設組織経営体は情報収集により把握)として、経営形態別(農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人)に分類した上で、層化抽出法及び系統抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書(併載：新規就農者調査結果)」として刊行する。

4 新規就農者調査

(1) 調査の目的

新規就農者数(雇用による新規就農者及び新規参入者を含む。)を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

平成30年2月1日現在(調査票の配布は平成30年3月)で実施した。

ア 就業状態調査は、2015年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別の階層に基づく層化抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

イ 新規雇用者調査は、2015年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体(家族経営体以外の農業経営体)及び一戸一法人(家族経営体のうち、

法人化している経営体)並びに2015年農林業センサス実施年以降に農業構造動態調査で把握した新設組織経営体を母集団として、農産物の販売金額規模階層等に基づく層化抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

ウ 新規参入者調査は、すべての農業委員会(農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村)を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。また、「農業構造動態調査報告書(併載：新規就農者調査結果)」として刊行した。

## 5 農道整備状況調査

### (1) 調査の目的

農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用いることを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

平成30年8月1日現在で全国の市区町村を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。

## 6 集落営農実態調査

### (1) 調査の目的

全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

平成31年2月1日現在で全国の市区町村(直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。)を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。また、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行した。

## 7 漁業就業動向調査

5年ごとに実施している漁業センサスの実施年以外の年における海面漁業の就業構造の動向を明らかにし、水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

平成30年度は、2018年漁業センサスの実施年であるため調査は休止し、平成29年度に実施した調査結果の詳細を「漁業就業動向調査報告書」として刊行した。

## 第6節 生産統計調査

### 1 作物統計調査

#### (1) 面積調査

##### ア 耕地面積調査

##### (ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を明らかにし、構造対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料とする。

##### (イ) 調査の方法

空中写真に基づき全国の土地を隙間なく200m四方(北海道にあっては400m四方)の格子状に区分した上で耕地が存在する区画を調査のための単位区とし、この中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、巡回・見積り、関係機関からの情報収集等により補完した。

##### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行する。

##### (エ) 農地の区画情報(筆ポリゴン)の提供

対地標本実測調査の母集団情報である筆ポリゴンを農業行政及び農業振興の推進に資する関係機関等に提供を行った。

##### イ 作付面積調査

##### (ア) 調査の目的

農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料とする。

##### (イ) 調査の方法

水稲については、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、水稲以外の作物については関係団体を対象とした往復郵送調査又はオンライン調査により行い、それぞれ巡回・見積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付(栽培)面積は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載する。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稲の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により行い、巡回・見積りにより補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

水稲の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により行い、巡回・見積りにより補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等の諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稲については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により行い、巡回・見積りにより補完した。

陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、果樹、野菜及び花きについては、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行い、必要に応じて、巡回・情報収集により補完した。

甘味資源作物(てんさい及びさとうきび)については、製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、情報収集により補完した。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、巡回・情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、果樹(びわ、おうとう、うめ、もも、すもも、日本なし、ぶどう)、野菜(春植えばれいしょ)、てんさい及び茶については、その概要を公表した。

果樹(西洋なし、かき、くり、みかん、りんご、キウイフルーツ、パインアップル)、野菜(春植えばれいしょ以外の品目)、さとうきび、花きについては、その概要を公表する。

また、詳細を水稲、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として、それぞれ刊行する。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

農業共済制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a 当たり収量、共済基準減収量及びそれに関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査の方法と調査結果の利活用

水稲、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及び主な果樹の共済目的の種類ごとに、共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について、実測調査により行い、巡回・見積りにより補完した。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稲、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及び主な果樹について公表するとともに、「農作物災害種類別被害統計」に掲載する。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法の適用の判断、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等の方法により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。また、詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行する。

## 2 特定作物統計調査

### (1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

### (2) 調査の方法

#### ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、巡回・見積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

#### イ 収穫量調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行い、巡回・情報収集により補完した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「作物統計」として刊行する。

## 3 畜産統計調査

### (1) 調査の目的

主要家畜(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー)の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、郵送調査又はオンライン調査により行った。

なお、乳用牛、肉用牛調査については、牛個体識別システム(注：個体識別番号により、牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム)のデータを活用して取りまとめを行っている。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産統計」として刊行する。

## 4 木材統計調査

### (1) 木材統計調査

#### ア 基礎調査

##### (ア) 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産、出荷等に関する実態を明らかにし、森林・林業行政の資料を整備することを目的とする。

##### (イ) 調査の対象と調査の方法

全国の製材工場、木材チップ工場、合単板工場、LVL 工場、集成材工場及び CLT 工場から抽出した標本工場を対象に、12 月 31 日現在を調査期日とし、調査期日以前 1 年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量、単板消費量、LVL の生産量及び在庫量、ラミナ消費量、集成材生産量及び在庫量、CLT 生産量及び在庫量をオンライン、郵送又は統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

##### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

#### イ 月別調査

##### (ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

##### (イ) 調査の対象と調査の方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等についてオンライン、郵送又は FAX により調査票を配布・回収する自計調査により行った。

##### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

### (2) 木材流通統計調査

#### ア 木材価格統計調査

##### (ア) 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

##### (イ) 調査の対象と調査の方法

調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、製材工場等・木材流通業

者を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について、委託事業者がオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(ア) 調査の目的

木材の入荷(仕入)先別入荷(仕入)量、出荷先別出荷(販売)量等の把握を行い、木材流通構造改善施策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の製材工場、合単板工場、LVL工場、プレカット工場、集成材工場、CLT工場、木材流通業者(木材市売市場、木材センター及び木材販売業者)及び木材チップ工場を対象に、平成30年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材等の入荷(仕入)先別入荷(仕入)量及び仕入(入荷)金額、製材品等の出荷(販売)先別出荷(販売)量及び販売(出荷)金額等、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額について、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

なお、報告者の協力が得られる場合は、(往復)郵送又はオンライン(電子メール)により調査票を回収する自計調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行する。

## 5 漁業生産統計調査

### (1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の種類

調査は、海面漁業生産統計調査(稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査)及び内水面漁業生産統計調査(内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査)に区分される。

### (3) 調査の対象と調査の方法

ア 海面漁業生産統計調査

(ア) 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって、漁獲成績報告書等を利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣、大型定置網を営んだ海面漁業経営体等を対象として、統計調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

(イ) 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを行った。

(ウ) 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを行った。

イ 内水面漁業生産統計調査

次の(ア)、(イ)及び(ウ)の調査について、委託事業者が調査対象へ郵送、FAX、オンライン又は調査員により調査票を配布・回収する方法により行っている。

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。)、並びに年間漁獲量が50t未満であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体を対象とした。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のみす類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象とした。

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象とした。

### (4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

## 第7節 流通消費統計調査

## 1 牛乳乳製品統計調査

### (1) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万1に満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

基礎調査及び月別調査の調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行する。

## 2 食品流通段階別価格形成調査

### (1) 調査の目的

生鮮農水産物(青果物及び水産物)の産地から消費地に至る各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、流通構造改革等の施策を推進するため、並びに水産物の流通について多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を推進するための資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

#### ア 青果物調査

##### (ア) 青果物生産者段階調査

農林業センサス結果を基に、青果物の作付けがあり、かつ販売実績のある農業経営体を対象とした。

##### (イ) 青果物集出荷段階調査(A)

調査対象品目ごとに、全国の青果物卸売市場の卸売価額が全国計の8割を超えるまでの上位産地(都道府県)の集出荷団体を対象とした。

##### (ロ) 青果物集出荷段階調査(B)

全国の青果物集出荷団体のうち、(イ)の対象を除く全ての団体を対象とした。

##### (エ) 青果物仲卸段階調査

全国の卸売市場のうち、青果物の卸売価額が全国計の6割を超えるまでの上位市場に所属し青果物を取り扱う仲卸業者を対象とした。

##### (オ) 青果物小売段階調査

商業統計調査結果を基に、野菜・果実の販売のあった小売業者を対象とした。

#### イ 水産物調査

##### (ア) 水産物漁業者段階調査

漁業センサス結果を基に、水産物の水揚げ(漁業生産)がある漁業経営体を対象とした。

##### (イ) 水産物産地卸売段階調査

調査対象品目ごとに、全国の産地卸売市場の卸売価額が全国計の8割を超えるまでの漁港の産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者を対象とした。

##### (ロ) 水産物産地出荷段階調査

(イ)の産地卸売業者から水産物を仕入れ、消費地卸売市場へ出荷する産地出荷業者を対象とした。

##### (エ) 水産物仲卸段階調査

全国の卸売市場のうち、水産物の卸売価額が全国計の6割を超えるまでの上位市場に所属し水産物を取り扱う仲卸業者を対象とした。

##### (オ) 水産物小売段階調査

商業統計調査結果を基に、水産物の販売のあった小売業者を対象とした。

アの(ア)、(ロ)及びイの(ア)の調査については、委託事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインで回収する自計調査の方法により実施した。

また、アの(イ)、(エ)、(オ)及びイの(イ)～(ロ)の調査については、農林水産省職員が調査票を配布し、調査対象者が記入した調査票を農林水産省職員が回収又は郵送若しくはオンラインで回収する自計の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

## 3 6次産業化総合調査

### (1) 調査の目的

農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、こ

これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

## (2) 調査の対象と調査の方法

### ア 農業・農村の6次産業化総合調査

#### (ア) 6次産業化業態別調査

農林業センサス結果、農業協同組合等からの情報収集等により把握した「農産物の加工」、「農産物直売所」、「観光農園」、「農家民宿」及び「農家レストラン」を営む農業経営体並びに農業協同組合等が運営する「農産物の加工」、「農産物直売所」及び「農家レストラン」を対象とし、委託事業者が調査対象者に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する自計調査により行った。なお、「調査対象年度に新たに事業を開始」、「年間販売金額が1億円以上」の調査対象者にあつては、農林水産省が実施した。

#### (イ) 農業経営体における販売先実態調査

2015年農林業センサス結果で農産物の販売があつた農業経営体(農産物のうち、青果物の作付けがあつた農業経営体は除く。)を対象とし、委託事業者が調査対象者に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する自計調査により行った。

※ 青果物の作付けがあつた農業経営体については、「食品流通段階別価格形成調査(青果物調査)(平成29年度)」結果を活用した。

### イ 漁業・漁村の6次産業化調査

漁業センサス結果、漁業協同組合等からの情報収集等により把握した「水産物の加工」、「水産物直売所」、「漁家民宿」及び「漁家レストラン」を営む漁業経営体並びに沿海地区の漁業協同組合等が運営する「水産物の加工」、「水産物直売所」及び「漁家レストラン」を対象とし、委託事業者が調査対象者に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する自計調査により行った。

## (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「6次産業化総合調査報告」として刊行する。

## 4 青果物卸売市場調査

### (1) 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、オンラインによる自計調査、調査対象へ電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査又は職員による他計調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「青果物卸売市場調査報告」及び「青果物卸売市場調査報告(産地別)」として刊行する。

## 5 畜産物流通調査

### (1) 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査、食鳥流通統計調査及び食肉卸売市場調査に区分される。

と畜場統計調査は、全国のと畜場を対象に、と畜頭数等について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又はFAXによる収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に、鶏卵集荷量等について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又はFAXによる収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食鳥流通統計調査は、年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場を対象に、処理羽数及び処理重量について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又はFAXによる収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により行った。

食肉卸売市場調査は、全国の食肉中央卸売市場等を対象に、枝肉取引成立頭数、重量、価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により行った。

なお、と畜場統計調査(日別)及び食肉卸売市場調査(日別)については、委託事業者による電話での聞き取り、FAX 及びオンライン調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。  
また、詳細を「畜産物流通統計」として刊行する。

## 6 水産加工統計調査

### (1) 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体(加工場又は施設を持たない漁家等は除く。)から選定した対象に、加工種類別品目別生産量について、統計調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査、オンラインによる自計調査、統計調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。

## 7 食品循環資源の再生利用等実態調査

### (1) 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。食品リサイクル法)等に基づく施策を推進するための資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

全国的食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業(食品リサイクル法第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所を除く。)を対象とした。

調査は、委託事業者が調査対象者に調査票を郵送で配布・回収する自計調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。

## 8 生鮮食料品流通情報調査

### (1) 調査の目的

卸売市場の市況及び入荷量、産地の出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、青果物市況情報調査、食鳥市況情報調査及び鶏卵市況情報調査に区分される。

青果物市況情報調査は、全国の青果物市場を対象に青果物卸売会社の入荷量及び販売価格のデータをオンラインで収集した。

食鳥市況情報調査は、食鳥の卸売業を営む事業所を対象に国産肉用若鶏の1kg当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により行った。

鶏卵市況情報調査は、鶏卵の卸売業を営む事業所を対象に鶏卵の入荷量及び1kg当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、青果物、食鳥及び鶏卵市況情報として公表した。

## 9 野生鳥獣資源利用実態調査

### (1) 調査の目的

野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模等を明らかにし、野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策等の資料とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての施設を対象に、委託事業者が調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「野生鳥獣資源利用実態調査報告」として刊行した。

## 第8節 農林水産統計システムの管理・運営

### 1 農林水産統計システム

「農林水産統計システムの事業の実施に係る管理運営要領」に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するため「農林水産統計システム」の管理・運営を行った。

また、当システムは平成28年度においてシステム更改を実施し、併せて政府共通プラットフォーム上に移行して、平成29年1月から運用を開始している。

### 2 データベースシステムを活用した農林水産統計の提供

農林水産省が公表する農林水産統計は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、政府統計共同利用システム(e-Stat)の統計情報データベースを活用し提供するとともに、当省 Web サイトからもリンクによる提供を行った。

## 第9節 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター(生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター)の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるため、次のテーマによりアンケート調査を実施するとともに、各種農林水産施策に関する理解の増進を図るため、情報交流モニターとの意見交換を実施した。

- ・ 買い物と食事に関する意識・意向
- ・ 環境保全に配慮した農業生産に資する技術の導入実態に関する意識・意向
- ・ 食料・農業及び水産業に関する意識・意向

## 第10節 農林水産省図書館

### 1 収 書

平成30年度購入等により新たに収集した図書資料数は、図書1,334冊、視聴覚資料12タイトル、電子出版物38タイトルである。

平成30年度末における図書資料数は、図書189,075冊、視聴覚資料2,990タイトル、電子出版物1,893タイトルである。

また、平成30年度における新聞・雑誌の購読等の数は472種(国内411種、外国61種)である。

### 2 納本及び配布

平成30年度国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館へ納本した農林水産省刊行資料は171種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省刊行資料の配布を行った。

### 3 利 用

平成30年度の来館者数は19,625人、図書資料の貸出冊数は7,869冊であった。

また、当館と国立国会図書館及び各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは318冊(貸出112冊、借受206冊)であった。

### 4 情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性向上のため、平成21年4月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、共通の図書貸出カードで資料の貸借を行っている。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書資料の目録情報及びデジタル化した電子化図書資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

平成30年度は、新たに210冊の農林水産省刊行資料のデジタル化を行い、デジタル化した資料の件数は4,326件となった。

### 5 電子・映像情報

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。